

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員表彰及び懲戒規程

平成 28 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という）が定める職員就業規則第 31 条（表彰）及び第 32 条（懲戒）並びに嘱託職員及び臨時職員就業規則第 28 条（表彰）及び第 29 条（懲戒）の規定により法人の職員の表彰及び懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「職員」とは、法人と雇用関係にある者をいう。

(表彰の方法)

第 3 条 表彰については、別に定める表彰審査委員会に提出された案件のうち表彰審査委員会が認めたものに対し行うものとする。

(懲戒処分の方法)

第 4 条 職員の懲戒処分は、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の議に基づいて、理事長が決定する。

2 懲戒処分は、同一人の同時・同一の非違行為に対して重ねて行うことはできない。

3 懲戒処分は、懲戒事由に該当する行為をした職員だけでなく、管理監督責任を負う職員及び教唆または幫助した職員も対象とする。

(審査の手続)

第 5 条 所属長及び所管部署は、職員が懲戒の事由に該当する非違行為がある疑いが生じたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、懲戒処分を行うべき事実があると認められるときは、理事長に報告するものとする。

(委員会の招集)

第 6 条 理事長は前条の報告に基づき、必要に応じて委員会を招集することができる。

(懲戒処分書の交付)

第 7 条 懲戒処分を行う場合には、その職員にその内容及び理由を記した懲戒処分書を交付する。

(処分決定までの措置)

第8条 懲戒に関する事実の調査及び審査を行うため、その職員が出勤することが適当でないと理事長が認める場合は、処分決定に至るまでの間、その職員を自宅待機させることができる。

- 2 前項の自宅待機期間中は、特に許可があった場合を除き、給与を支給しない。
(不服申立て)

第9条 懲戒処分を受けた職員は、その懲戒の内容等に不服がある場合には、理事長に対し1回に限り書面による不服を申し立てることができる。

- 2 理事長は、前項の不服申立てがあった場合は、その妥当性について判断し、受理又は却下する。
- 3 理事長は、前項の規定により不服申立てを受理した場合は、必要に応じて委員会に付議して審査することができる。
- 4 理事長は、不服申立てを却下した場合はその旨、また、受理・審査した場合はその結果を申立人に対して通知するものとする。
- 5 第1項の不服申立ては、懲戒処分書の交付があった日の翌日から2週間以内に行わなければならない。

(委員会の構成)

第10条 委員会は、理事長を委員長とし、委員長が指名する委員により構成する。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたとき(欠格事由がある場合を含む)は、あらかじめ委員会が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長及び委員は、自己又は親族若しくは自己が直接管理監督責任を負う職員に関係する案件については、委員会の議に加わることができない。

(関係者の出席等)

第12条 委員会は、必要があると認めたときは、案件に係る本人及び関係者の出席を求め、事情を聴取することができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、職員の表彰及び懲戒に関し必要な事項は、

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員表彰及び懲戒規程

法人が別に定める。

附 則

規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。